

## 鳥取県告示第 257 号

計量法（平成 4 年法律第 51 号）第 19 条第 1 項の規定に基づき、特定計量器検定検査規則（平成 5 年通商産業省令第 70 号）第 39 条第 1 項の規定に該当する特定計量器以外の特定計量器の定期検査を実施するので、同法第 21 条第 2 項の規定により、次のとおり告示する。

平成 20 年 4 月 11 日

鳥取県知事 平 井 伸 治

実施区域	実施期日	実施時間	実施場所
東伯郡湯梨浜町	平成20年5月12日（月）	午後1時から 午後3時まで	東伯郡湯梨浜町大字泊1204-1 湯梨浜町中央公民館泊分館
〃	平成20年5月13日（火）	〃	東伯郡湯梨浜町はわい長瀬584 ハワイアロハホール
〃	平成20年5月15日（木）	〃	東伯郡湯梨浜町大字龍島500 湯梨浜町役場東郷庁舎
東伯郡三朝町	平成20年5月16日（金）	〃	東伯郡三朝町大字大瀬999-2 三朝町総合文化ホール
東伯郡	平成20年5月23日（金）	〃	倉吉市広栄町900-17 鳥取県計量センター倉吉検査場
〃	平成20年6月2日（月）から同月30日（月）までの日（日曜日及び土曜日を除く。）	午前9時から 午後4時まで	鳥取市東町一丁目220 鳥取県生活環境部くらしの安心推進課